

# 予 算 決 算 委 員 会 会 議 録

## 招 集.

平成30年12月13日(木) 午前10時 議場

## 出席委員(25名)

(委員長) 三 鴨 秀 文	(副委員長) 国 頭 靖		
安 達 卓 是	石 橋 佳 枝	伊 藤 ひろえ	稲 田 清
今 城 雅 子	岩 崎 康 朗	遠 藤 通	岡 田 啓 介
岡 村 英 治	奥 岩 浩 基	尾 沢 三 夫	門 脇 一 男
田 村 謙 介	土 光 均	戸 田 隆 次	中 田 利 幸
前 原 茂	又 野 史 朗	矢 倉 強	安 田 篤
矢田貝 香 織	山 川 智 帆	渡 辺 穰 爾	

## 欠席委員(1名)

西 川 章 三

## 説明のため出席した者

伊澤副市長

【総務部】辻部長

[財政課] 下関課長 長谷川総括主計員

【総合政策部】大江部長

【市民生活部】朝妻部長

【福祉保健部】齊下部長

【こども未来局】景山局長

【経済部】大塚部長

【文化観光局】岡局長

【都市整備部】錦織部長

【下水道部】矢木部長

【淀江支所】高橋支所長

【教育委員会】浦林教育長 松下事務局長

【水道局】細川局長

## 出席した事務局職員

先灘局長 長谷川次長 柄川係長 足立係長

## 傍聴者

一般 2人

## 審査事件及び結果

議案第91号 平成30年度米子市一般会計補正予算(補正第3回)

議案第92号 平成30年度米子市国民健康保険事業特別会計補正予算(補正第1回)

議案第93号 平成30年度米子市介護保険事業特別会計補正予算(補正第1回)

議案第94号 平成30年度米子市後期高齢者医療特別会計補正予算(補正第1回)

議案第95号 平成30年度米子市下水道事業会計補正予算(補正第1回)

~~~~~

午前9時58分 開会

**○三鴨委員長** ただいまから、予算決算委員会を開会いたします。

西川委員から、本日の委員会を欠席する旨の届け出がございましたので御報告いたします。

それでは、ただいまから当委員会に付託されました議案第91号から議案第95号までの5件について、総括質問を行っていただきます。

委員は質問席において、当局は自席にて起立の上、発言をお願いいたします。

それでは初めに、会派政英会、奥岩委員。

[奥岩委員質問席へ]

**○奥岩委員** 皆さん、おはようございます。会派政英会、奥岩浩基です。

平成30年米子市議会定例会、議案第91号、平成30年度米子市一般会計補正予算(補正第3回)につきまして、会派政英会、奥岩が質問させていただきます。

それでは、まず大要1点目、一般会計総務費、地域産品PR事業(ふるさと納税)について伺います。こちら本定例会でも、ふるさと納税につきましては、門脇議員よりも質問がございました。今年度、約5億7,000万と増額となっております。こちらの補正対応について、増額の理由につきましては、本定例会で伺っておりますが、年度末の基金残高見込みが約8億8,000万となっております。こちらにつきまして、現時点での平成31年度予算での各項目への割り振りについては、どうお考えかお伺いいたします。

**○三鴨委員長** 大江総合政策部長。

**○大江総合政策部長** 今年度末の米子市がいなよなご応援基金の基金残高の見込みについての振り分けについての御質問でございますが、この各項目につきましては、いただいたふるさと納税寄附は全て寄附者から用途としての5分野、5つの応援団ですね、輝く子ども、中海再生、地域の力、歴史・文化、それからがいなよなご、これの指定がされております。ですから、その寄附者の5分野の指定に沿った形でそれぞれ振り分けまして、31年度当初予算編成の中で具体的な使途を検討していくこととなります。なお、現時点での寄附の指定状況でございますけれど、今年度、昨日までの状況で、約8割弱がいなよなご応援団、要は市長にお任せしますという使途でして、それから輝く子どもが10%強、中海再生、それから地域の力、歴史・文化については、それぞれ2%から3%というふうな振り分けになっております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 5つの項目につきまして、今、御答弁いただきましたとおり、承知いたしました。

また、割り振りについてなんですが、現在、輝く子ども応援団、中海再生応援団、地域の力応援団、歴史・文化応援団、がいなよなご応援団とございます。がいなよなご応援団が最も割合が高いということなんですが、この5つの項目が、ホームページ等で見させていただきますと、非常に一般の方からしますと内容がわかりづらいというところがあるかと思えます。そういった声も、当然私どもも支援者の方、いろいろな方から意見も伺っております。その中で、この財源の使途について、よりわかりやすく、メリ張りのある予算対応を今後はしてはどうかという提案でございます。例えばになりますが、今回、12月定例会でも上がっておりました安倍三柳線のことでとか、あとは再三議題にも上がっております、質問にも上がっております道路照明灯の件に関しましても、こういった財源を活用するのはどうかと考えております。また、最近でいいますと、デマンドバス、淀江のどんぐりコロコロのバスの問題等もありますので、こういったところに、ふるさと納税

の基金について充当してはどうかと考えますが、こちらについてはいかがでしょうか。

**○三鴨委員長** 大江総合政策部長。

**○大江総合政策部長** いただいたふるさと納税の寄附、基金の使い道につきましては、やはり寄附者、寄附いただいた方のふるさと振興の思いを伝えるために、市民の皆さんに対してもわかりやすい使い方を検討する必要があると考えております。また、今後の寄附者への理解を深めるためにも、基金の活用事例については積極的なPRが必要かと思っております。いただいたふるさと納税寄附を寄附者の思いに沿って、いかに有効かつシンボリック的に使わせていただくか、これが今後のさらなる発展につながると思っております。いずれにしましても、31年度の当初予算の中で、その辺は検討してまいりたいと思っております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 31年度、当初予算の際には、そういったところも検討していただいて、加味していただけるという御答弁いただきましたので、ぜひその際は、こういったところも検討していただいて、部局も変わりましたので、新しい対応をしていただければと思います。

続きまして、民生費の保育所等ICT化推進事業について伺います。こちら8園が保育業務システム導入とのことで記載がありました。現在この事業に対しまして、対象園が幾つあり、またICT化がまだ進んでいない園が幾つあるのか、お願いいたします。

**○三鴨委員長** 景山こども未来局長。

**○景山こども未来局長** 事業の対象となる園につきましてでございますけれども、市内の認可保育所、それから、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、小規模事業所、事業所内保育事業所が65園ございまして、このたびの補正予算対応での該当園は8園でございます。また、それまでに、昨年度までに16園、こちらのほう御利用いただいておりますので、現在65園のうちの24園が、今年度まで、この予算対応で該当されているということで、まだのところにつきましては41園となっております。以上です。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 現在まだのところは41園ということでした。こちらなんです、今回補正で上げられておられるんですが、今年度の当初予算ではなく、補正となった理由について伺いたいと思います。

**○三鴨委員長** 景山こども未来局長。

**○景山こども未来局長** このたびの補正要求となった理由についてでございますけれども、簡単に経過を含めて御説明させていただきますと、本事業に係ります国の補正予算が平成30年2月末に成立しましたことを受けまして、3月に各事業者に対しまして、事業実施の希望調査を行いましたところ、8園からの希望がございました。その後、7月になってからなんです、7月の20日に補助金の交付要綱の案という段階なんですけれども、示されたことを受けまして、再度、事業者さんのほうに希望調査を行いました結果、引き続き8園からの希望を確認したところでございます。そして、8月の29日に正式に国の交付要綱制定の通知を受けまして、9月の18日付で国に対して補助申請を行って、本市の要綱改正後に、12月、今回の補正要求を行ったところでございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 昨年度、平成30年2月に国の補正予算があつて、その後ということだったんですが、こちらICT化、前回もあつたとは考えるんですが、今後ICT化を推進されて、現場の業務、負担軽減に努められるとは考えるんですが、そういった意味合いも含め

まして、今後、米子市として保育現場のICT化を推進するのであれば、当初予算として今後は計上していくべきではないかというふうにも考えるんですが、そのあたりにつきましてはいかがでしょうか。

**○三鴨委員長** 景山こども未来局長。

**○景山こども未来局長** 今後、補正ではなくて当初予算で計上すべきではないかという点についてでございますけれども、今回につきましては、通知が正式に30年の8月末に発出されておりますので、30年度の当初予算のほうには計上することができませんでしたが、今後につきましては、なるべく早く情報収集に努めまして、次年度以降については、できる限り当初予算に計上していくように努めてまいりたいと考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今後、国と連携を図りながら当初予算計上に努められるということですので、よろしく願いいたします。

続きまして、土木費の道路整備事業について伺います。こちら、公共施設等適正管理推進事業債の配分増と記載がありました。その点に関しまして補正となったと考えるんですが、今回の事業債の申請時のプロセスと伺いますか、申請時期、また今回の交付決定時期について伺わせてください。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 公共施設等適正管理推進事業債の申請時期と交付決定時期についてでございます。本起債につきましては、交付申請、交付決定という手続ではなくて、要望確認通知という形で行われるものでございます。最終要望につきましては、平成30年4月に鳥取県を經由して行っておりまして、確認通知は平成30年5月28日付でいただいているところでございます。今年度、国土交通省のほうから予算より多くの配分をいただいたというところでございまして、現状の予算の中で工事発注を行ってきたというところでございますが、最終的に事業進捗を図るため、このたび増額補正を計上させていただいたものでございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 理由については、今、御答弁いただきましたが、済みません、補正となった理由ですね、もう一度お願いしたいのと、また、こちらが社会資本整備総合交付金が通常こちらに充当されるのかなとは考えるんですが、今回の公共施設等適正管理推進事業債とされた理由についても伺わせてください。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 補正計上した理由につきましては、先ほどもお答えいたしました。今年度、国土交通省のほうから予算より多くの配分をいただいたというところがございまして、現状の予算の中で工事発注を行っていたというところでございますけれども、最終的に事業進捗を図るため、このたび補正を計上させていただいたというところでございます。

それと、社会資本整備総合交付金でない理由というところでございますけれども、これまでは舗装補修につきましては、ほとんどの場合、社会資本整備総合交付金、こういったものの対象になっておりましたけれども、年々採択基準が厳しくなったというところがございまして、現在は主要幹線道路等に適用されます基層、表層の、アスファルトの2層から成る舗装構成、こういった道路でないと採択されなくなったというところでございます。そのため、その他の舗装構成の道路につきましては、本起債で行っているというところで

ございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 社会資本総合交付金でない理由については理解いたしました。舗装のところが1層、2層で違うというところが主な理由だったと思うんですが、今回の補正に関しまして、先ほど来からの御答弁伺っておりますと、今年度の予算の中で工事を行っていたということなんですが、最終的に事業の進捗を図るために増額補正をされたということだったと思うんですが、当初予算ではそこが見込めなかったということでしょうか。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 今のは、起債の確認通知をいただいたのが平成30年の5月28日ということでございますので、ちょっと当初予算に組み込むというところは難しいと思いますけれども、ただ、当然5月の28日の交付決定以降、結構日にちがたつてるところがございます。9月補正と、そういったところに対応することも可能であったというところはございますけれども、先ほど申し上げましたように、現状の予算の中で工事発注を行っていたというところがございます、その額が9月末ごろにはおおむね確定したというところもございまして、それに合わせまして12月補正の計上となったというところがございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 5月付で通知があつて、9月の補正も検討されたが、今回12月になったということなんですが、それだけを伺いますと、事業進捗と住民サービスを考えますと、9月補正で出していただいて、スムーズな進捗を図っていただいたほうがよかったのかなとは考えるんですが、もう一度、済みません、今回12月補正となった理由についてお願いいたします。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 現行予定しておりました工事を優先して発注していたというところがございます、その額が大体9月末ごろにおおむね固まったということもございまして、12月補正に計上させていただいたというところがございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほどから御答弁聞いておりますと、わかっていたのはちょっともう少し早い時期だったのかなというのも考えます。いろいろと発注状況、現場の状況も加味されてということではあると思うんですが、先ほども申し上げましたとおり、住民サービスを考えますと、こちらに関しまして通知があつた時点で、すぐ対応していただいたほうがよかつたというところは考えますので、そちらに関しましてはもう少しスピーディーに、もう少しといいますか、スピーディーに素早い対応していただきたく思いますので、今後、このようなことがないようにといいますか、より住民サービスに視点を置いて、そのところは素早く対応していただきたく考えております。

また、少し話は戻るんですが、社会資本整備総合交付金と公共施設等適正管理推進事業債の違いについて、先ほど舗装の仕方が違うということがありましたが、この点に関しましては、アスファルトの舗装が違ったからといって、特に不都合はないというふうにお考えでしょうか。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 今の社総金の対象となる事業が、先ほど申し上げましたけれども、主要幹線道路に適用されます基層、表層の2層から成る舗装構成、こういったものでない

と採択されなくなったというところがございます。それにつきましては、この平成29年度に創設されました公共施設等適正管理推進事業債、こういったところでその他の路線につきましてはできるということになっておりますので、事業の進捗上は支障がないのではないかということで考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今、御答弁いただきましたが、社会資本整備総合交付金と公共施設等適正管理推進事業債の違いについては、先ほど来から御答弁いただいておりますので、内容については理解いたしました。こちらの内容が違う点に関しまして、道路整備の仕方が違うと考えますので、こちらに関しまして、通常、市民サービス等に不都合はございませんでしょうかという質問でしたので、もう一度お願いします。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 道路の舗装構成につきましては道路の種別によって舗装構成も変わってくるというところがございますので、それぞれの舗装構成に合わせた整備を行っているというところでございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 舗装構成につきましては、しっかりそこに合わせてされるということで、こちらに関しての調査ですとか、設計ですとか、そういったところ問題なくされてるということでしょうか。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 舗装構成に合わせてまして、事前にそういった調査を行って対応しているというところがございます。

**○三鴨委員長** 奥岩浩基。

**○奥岩委員** それを聞いて安心いたしました。通常ですと、今の御答弁だけ伺いますと、1層なのか2層なのかっていうところ、1層薄くなったんじゃないかっていうところで、少し心配するところではありますが、しっかりとそこに関しましては調査、設計をされた上での予算計上ということですので、こちらも引き続きサービスに漏れがないといえますか、きちっとしたところを管理していただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして、済みません、まだ質問、もう一つお願いいたします。こちらに関してなんですが、先ほど来から社会資本整備総合交付金と公共施設等適正管理推進事業債につきまして、社総金ではなく、管理推進事業債のほうが、こちらのほうが有利だということで、こちらで進めて、今後いかれるんだらうなというような御答弁に受け取られましたが、今後に関しまして、同様の対応を来年度以降も続けていかれると思いますが、こちらに関しましては、どういったお考えでございましょうか。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 来年度以降の事業の実施ということでございます。当然、社会資本整備総合交付金で対応できるものは社総金で対応していきたいと思っておりますし、公共施設等適正管理推進事業債、こういったもので対応できるものについては、そういったものをいろいろ活用して、事業のほうを推進していきたいと考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ぜひ、そこはしっかりと今後も国・県の動向を見つつ、素早い対応を行っていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。災害復旧費、災害復旧事業について伺います。こちら補正額が5,100万円となっておりますが、こちらに対しまして、実質の一般財源の割合は幾らぐらいか、お願いいたします。

**○三鴨委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 日野川運動公園災害復旧事業についてでございます。この事業、予算額5,100万円の財源を全て地方債としております。現在、国に対しまして、災害復旧事業の申請を行っておりまして、これから国の災害査定を受け、都市災害復旧事業の対象となれば、予算額のうち補助対象となった復旧事業費の3分の2が補助となると、そういうことでございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 地方債とされていて、国の災害査定の後、対象となれば3分の2が補助対象という御答弁いただきました。

それで、こちらのグラウンドについてなんです、今回補正でしっかりと補修を上げられてるということなんです、今後も引き続き使用されるということでしょうか。

**○三鴨委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 日野川運動公園は多くの方に御利用いただいております、誰もが気軽に楽しめる市民のスポーツ活動の場となっております。したがって、引き続き使用してまいりたいと考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今後も引き続き使用されるということで、あそこ、今、局長から御答弁ありましたとおり、非常に活用率も高く、週末になると大体どこも埋まっているような様子も見受けられますので、そちらに関しましてはしっかりと住民サービスができていんだなというふうには考えておりますが、しかしながら、昨今の気象状況を考えると、今年度のようなことが起きないとは限らないので、そういった場合に、こういった5,100万ですか、復旧費が今後毎年なのか、それとももう少し頻度が少ないのかというところで必要になってくると考えてしまうんですが、今後についてどうお考えかといいますか、グラウンドの使用を含め、復旧費用も含め、今後どうされるのか、お考えをお願いいたします。

**○三鴨委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 日野川運動公園につきましては、昭和50年の供用開始後、災害による復旧工事を行ったのは、平成23年9月3日の台風12号による被害と、このたびの災害ということで、2度目でございます。昨今の異常気象を考えると、今後同様の災害が発生する可能性というはあるかもしれませんが、その場合でも、災害復旧の補助金などを有効に活用いたしまして、この貴重な市民のスポーツ活動の場でございます運動公園として供用を続けてまいりたいというふうに考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 先ほどの御答弁と同じ、今後もしっかりと活用を続けていかれるということでした。先ほども申し上げましたとおり、ただ、今御答弁いただいて、7年前ですか、平成23年に災害があって、その際に復旧されたということなんです、今後のリスクも考えて、グラウンドの整備ですとか、またこちら提案になるんですけど、市内でどこか代替地ですとか、そういったところを含めて検討をされてはいかがかなと思います。毎年毎年

この額がかかるというわけではありませんが、先ほども申し上げましたとおり、この近年の気象状況を見ますと、それが起こらないとは言い切れないと思いますので、そういったところも考えて、代替地等の検討についてはいかがお考えでしょうか。

**○三鴨委員長** 岡文化観光局長。

**○岡文化観光局長** 確かに今後災害が発生する可能性というのはあるかもしれませんが。しかしながら新たに整備をするとなりますと、用地の確保ですとか多額の整備費なども必要となってまいります。したがって、現時点では代替地を整備するという事は考えておりません。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 現時点では考えておられないということですが、今後どうなるかわかりませんので、またそういったところをしっかりと加味しながら、グラウンドの整備とあわせて代替地も検討していただければと考えます。よろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。教育費に関してです。こちら、小学校・中学校普通教室空調整備事業で予算が上がっております。繰越明許費で補正予算上がっているんですけど、通常で考えますと、9月議会、そして12月議会と、こちら空調整備事業については質問等がございました。3年間をかけて整備をされるということでしたので、繰越明許費ではなくて、通常考えますと債務負担行為で計上されるのかなと思うんですが、そこに関しまして、まず伺わせてください。

**○三鴨委員長** 松下教育委員会事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 繰越明許費とした理由についてでございますけれども、このたびの予算の計上に当たりましては、国が本年度の補正予算で全額予算措置を行い、また債務負担行為の設定では、このたび国が想定しております有利な補正予算債の活用もできないことから、このたび繰越明許費とさせていただいたものでございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今の御答弁で、債務負担行為ではなくて繰越明許費としたほうが国の補助に対して有利ですよっていうことでしたんで、そこに対しては理解いたしました。

もう一度質問させていただきたいんですけど、今回そういった理由があって繰越明許費とされたと思うんですが、債務負担行為に関しまして検討はされたのでしょうか。

**○三鴨委員長** 松下教育委員会事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 債務負担行為につきましても考えましたけれども、先ほども答弁させていただいたように、この国の補正予算の補助を最大限活用したいということで、繰越明許費とさせていただいたものでございます。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 最大限活用していくということで、御答弁いただきまして、そうしますと、何でここにこだわるかという、通常、繰越明許費となった場合、繰り越しができる年度が、今、平成30年度ですので、31年度だと考えるんですが、9月議会、12月議会でも3カ年をかけて整備をされますよっていうような御答弁だったと思います。その中で、補助に対してこちらが有利なのはわかるんですが、年度を区切ってしまって、平成31年度までの繰越明許費で本当によかったのかなっていうようなのも考えますが、実際、この場合、繰り越しをされて、31年度で完了しなかった場合はっていうところは想定されておられますでしょうか。

**○三鴨委員長** 松下教育委員会事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** この点につきましては、現在、最大限の努力を行いまして、できるだけ早期に全ての小中学校の普通教室に整備していきたいというふうに考えておりますけれども、委員がおっしゃいますような、例えば31年度中に事業が完了しない場合、こういったことが起きた場合には、こういった財源措置について、実際には他の市町村も同様の状況が生じているというふうに考えられます。そういったこともありますので国に対して今回の臨時特例交付金に限った予算措置の柔軟化について要望していきたいというふうに考えております。仮に事業が完了せずに、今回の臨時特例交付金が活用できなかった場合につきましては、国の補助制度を最大限活用したいと考えており、現行の学校施設環境改善交付金等の活用が確実にできるよう、また、交付税措置の拡大など、より一層の地方負担の軽減を行うよう、国に対して要望していきたいというふうに考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 国に対しても要望されるということで、そこは理解いたしました。例えの話をして申しわけないんですが、ただ、本当にこれが31年度で終わるのかなってというような不安もございますので、こちら実際終わらなくて、さらに繰り越された場合、再繰り越しといたしますか、そうなった場合はどう想定しておられますでしょうか。

**○三鴨委員長** 松下教育委員会事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 現時点では国のほうが再繰り越しをするというような情報もございませんので、ただ、先ほども申しましたように、国に対してそこらあたりを、予算執行について柔軟な対応をしていただくように要望していきたいというふうに考えておりますので、十分に情報収集ですとか、要望ですとか、そういったところで精いっぱい、その辺は予算の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今後の予算確保と国への対応については理解いたしました。そうなった場合、済みません、何度も何度も仮定の話で申しわけないんですけど、32年度となった場合の本市におけます、この事業における予算の充て方とか、そういったところに関しましてはどうお考えでしょうか。

**○三鴨委員長** 松下教育委員会事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 32年度の予算対応っていうことは、仮の話ですけども、具体的な話、国の動きっていうのも、今後どういう動きになるかということも不確定な要素がございますので、情報収集に努めて、先ほども申しましたけれども、予算確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 予算確保には努められるということで、そちらに関しましては、先ほど申し上げたとおり理解はしたんですが、そういった場合、今回、約14億ですか、予算を計上しておられて、これが終わらなかった場合がどうなるのかなってというのが非常に気になっておまして、再繰り越しもできないということですし、そういった場合はどういう対応をされるのでしょうか。

**○三鴨委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** きのうの御質問にも少しあったかと思っておりますけれども、まず入札をするときに工期の設定をして入札をかけますので、その段階で基本的には31年度末ですね、32年3月31日という工期で入札に応じていただくということにはなるとは思います、第一義的には。ただ、しかし、そうやって契約した後に、何かの事情で完成しなかったっ

ていうようなことが仮に起こるかもしれません。その時点では、先ほど松下局長のほうからもありましたように、再繰り越しのようなものが仮に認めてあれば、そういった手法もとれると思いますし、あくまでもそういったことが仮に難しいようであれば、どこかの時点で、年度終わりまででできたところというようなことで補助事業は終わりで、単独といえますか、単独で残りをやっていくというようなことにもなるかもしれません、これも仮定の話でございますけれど。先ほど、これも松下局長のほうの話でありましたけれど、仮に今回の補助事業が31年度末まででしか使えないということでありまして、現行、別の補助制度もありまして、学校施設環境改善交付金というものでありますけれども、そういったものの補助や起債も使いながら、32年度以降を行うという方法もあると思います。いずれにいたしましても、何らかの方法で全ての小中学校の普通教室にエアコンがつくようにということができる限り早く、できれば31年度内を目指して、完了を目指して行っていくということになると思います。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 基本的には、今、御答弁いただきましたとおり、平成31年度で完了というところだと思います。仮定の話をして申しわけなかったのですが、昨日までの議会でもいろいろとお話がありました。昨年度ですか、29年度の決算におきましても、不用額が多額であったりですとか、そういったところもありますので、国の補助申請をして、これが完了しなかったということがないように、そこは留意をしていただいて、仮定の話で申しわけないんですが、そこにつきましても、今、部長からも御答弁ありましたとおり、そのリスクもしっかりと踏まえた上で、今後の入札ですとか、そういったところも対応されるということでしたので、しっかりと予算を補正で、繰越明許費で上げたという以上は、そこもしっかり対応していただきたいと考えますので、お願いいたします。

次に移ります。続きまして、債務負担行為の平成31年度事業前倒し発注分につきまして、陰田地区連絡農道改良工事、道路整備事業について伺います。こちらについてなんですが、こちらの2事業といえますか、工事と道路整備事業につきまして、この時期に債務負担行為で発注された理由について、まず伺わせてください。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 債務負担行為を計上させていただいた理由というところでございます。これにつきましては、事業の平準化を目的としておりまして、繰り越し事業を除きまして、年度末から年度当初にかけて、工事の少ない時期に工事発注を行いたいというところでしたものでございます。この平準化によりまして、工事発注が集中いたします10月以降の不落札など、そういったことを防ぐ効果もあるのではないかと考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 理由については、ありがとうございます。理解いたしました。不落札を防ぐ効果もあるのではないかとということなんですが、恐らくこれ今年度からですかね、効果につきましても、まだこれから検証されると思うんですが、これが地方債ともなっていたんですが、こちらの事業につきまして、地方債とされた理由についても伺わせてください。

**○三鴨委員長** 錦織都市整備部長。

**○錦織都市整備部長** 地方債を充てている理由というところでございます。この事業につきましては、長期にわたって住民の使用または利用に供するために行う公共施設の建設事業でございますことから、地方財政法第5条によりまして、その財源を地方債としたとこ

ろでございます。

○三鴨委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 債務負担行為の理由と地方債の理由については理解いたしました。債務負担行為の主な理由としては、事業の平準化を図ってというところで、今回この時期に補正で上げられたということなんですが、具体的にどういった、当初予算ではなくて、補正で債務負担行為で今回上げられて、どういったメリットがありますでしょうか。

○三鴨委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 当然平準化を図るということになりますと、工事の偏りの解消とか、そういったところも見込めますし、あるいはそういった工事受注業者の経営の安定、こういったところに資するということがあるのではないかと考えております。

○三鴨委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 先ほどから御答弁いただいております工事の平準化というところで、工事が集中する時期を避けて、必要な事業がなくならないようにというところで、不落札を防いでっていうところで、今回だったと考えます。今年度が初ということでしたので、しっかりとこちらを検証を今後されると思いますので、そちらを検証されて、また来年度以降、当初予算、補正予算と考えていただければなと思いますので、お願いいたします。

次に移ります。債務負担行為の平成31年度年間維持補修工事分について伺います。こちらの道路照明灯維持補修工事、道路維持補修工事、安全施設等維持補修工事、排水路等維持補修工事に関して伺いたいと思います。こちら先ほど重複するところがありますが、同じような内容になるんですけど、この時期に債務負担行為とされた理由について、まず伺います。

○三鴨委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 年間維持工事につきます債務負担行為とした理由についてでございます。これまでは3月議会のほうで次年度予算の決議を受けましてから入札を行うという、そういうスケジュールの中で請負業者を決定していたというところがございます。この場合、不落札、そういったところが出た場合に、請負業者のいない空白の期間が生じるという、そういったリスクがあったというところがございます。この維持補修工事につきましては、4月1日から翌年の3月31日を対象しておりまして、緊急性の高い工事というところがございまして、空白の時間をつくることは適切でないというところがございます。こういった状況から、今までのそういったタイトなスケジュールを解消いたしまして、例えば不落札が発生いたしましても、本年度中に請負者を決定することができるよう、本議会のほうに債務負担行為で計上させていただいたというところがございます。

○三鴨委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 先ほどの御答弁で、債務負担行為とした理由について聞かせていただいたんですが、こちらの事業に関しましても、維持管理につきましては住民サービスに直結しておりますので、迅速な対応といいますか、スピーディーな対応が必要となると思います。そういった中での、今回、債務負担行為ということだったんですが、こちらはスピーディーに年度内に終えていただいたほうが、より住民サービスが向上するのではないかと考えるんですが、そちらに関しましてはどうお考えでしょうか。

○三鴨委員長 錦織都市整備部長。

○錦織都市整備部長 当然、先ほども申し上げましたように、維持補修工事につきましては迅速な対応、そういったところが必要でございますので、やはり年度内に請負業者が確

定することがやっぱり望ましいという形で考えております。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 業者さんが確定しないと、そもそも工事も始まらないというようなところもありますし、先ほどから御答弁いただいております不落札のリスクもあるということも伺っております。そういったところも含めて補正でというところもあると思うんですが、もう一度伺わせてください。債務負担行為とされた理由について、こちらもう一度お願いいたします。

**○三鴨委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうからお答えしたいと思います。今、部長のほうからもお答えしているとおりなんですけども、従来は、これ維持管理行為っていうのは4月1日から切れ間なく1年間、そしてまた次の4月1日から切れ間なく、つまり、切れ間があってどっかに支障があってすぐに直さないけんときに、契約期間がない、業者がないという期間をつくらないというのが、議員御指摘のとおり、住民の安全・安心にとってとても大事なことであります。従来どうしてたかといいますと、当初予算に計上させていただいて、3月議会で御審議いただいて、そして3月議会の最終日に、大体3月の20日とか22日とか、そのころに3月議会が終わります、そこで議決をいただいてから、それっていうことで、入札発注をかけて4月1日に間に合わせるようにしてたんですけど、物すごく事務負担がかかります。もう公告したり、入札を受けたり。ぎりぎり4月1日に間に合うか、間に合わんかという物すごくタイトなスケジュールで実は事務をやっておりました。その結果、まれにはありますけど、不落札というようなことが起きると、もう4月1日に間に合わないというようなことも、何年に1回かではありますけども、起きていたわけでありまして。そして、そういったことにならんように、職員が残業して4月に間に合わせる入札手続をしてたんですけども、そういった非常にタイトなスケジュールでやるのに無理があるものですから、少し考え方を改めさせていただいて、これ枠予算でありますので、枠予算としての額は、3月議会でお願ひする場合も、本議会でお願ひする場合も、基本的に考え方は変わりありませんので、本議会で一足先に債務負担行為という形で予算をお認めいただいて、そしてお認めいただくと、3カ月の期間を持ってゆっくり入札手続ができますので、そしてしっかり次年度の業者を決めさせていただいて、そして4月1日午前0時から維持補修の仕事を始めると、こういった流れをつくりたいというお願いでございますので、御理解いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

**○三鴨委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 副市長、非常にわかりやすい御答弁、ありがとうございます。というところで理解いたしました。この時期に債務負担行為ということで、少し疑問に残るところはあったのですが、今のような内容でしっかりと住民サービスを向上させるため、切れ間ないところで整備事業を行う、補修事業を行うということでしたので、しっかりとさせていただきたいと考えますので、お願ひいたします。

以上で質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○三鴨委員長** 奥岩委員、答弁の修正があるようですので、少々お待ちください。

景山こども未来局長。

**○景山こども未来局長** 先ほどの御質問の2番目の、保育所等ICT化推進事業の中の冒頭の御質問の中で、ICT化の未実施の園を41園というふうに御説明させていただいておりましたけれども、正しくは、本事業を活用しておられない園が41園ございましたと

いうことに訂正させていただきたいと存じます。この事業を活用せずに導入しておられる園があるか否かという情報につきまして把握しておりませんもので、未実施ではなく、本事業を活用しておられない事業所が41園ということで訂正させていただきます。

○三鴨委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○三鴨委員長 次に、一院クラブ、遠藤委員。

[遠藤委員質問席へ]

○遠藤委員 一院クラブの遠藤通です。

議案第91号、一般会計補正予算の人員費の補正に関連して、一般事務職の臨時職員と非常勤職員の賃金と報酬についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、一般事務職の臨時職員の業務別賃金は、日額、勤務時間、時間単価当たりにしてどのような実態になっておりますか、まず説明を求めたいと思います。

○三鴨委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 臨時職員の時間当たりの単価ということについての御質問でございます。おおむね職種によって区分しております。事務補助を行う臨時職員につきましては、時給912円、調理員912円、清掃等作業員912円、それから担任のある保育士1,004円、看護師1,041円、保健師1,079円としているところでございます。

○三鴨委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 勤務時間が同一で、賃金の日額に差が生じているのはどういう根拠によるのですか。

○三鴨委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 それぞれの職種に応じまして、積算のもととなるところが少々異なっております。例えば事務補助であります。給料表の中の使っておりますのが高卒直採初任給の4号下位といったところを使っております。それが給料月額でいきますと14万2,600円でございますが、それを平均の年間勤務日数242日というのを使しまして、日額を出し、時給を出しております。例えば単価の異なります保育士の場合であれば、短大卒直採初任給、保育士の資格を持っているところを加味しまして、短大卒直採初任給というのを基本に単価を定めておりますし、看護師の場合、短大卒1年経過というところの月額報酬、給料の数字を使っております。保健師につきましては、またこれは別の資格が必要でございますので、大卒の直採の初任給というところを基本といたしまして、時給を定めたところでございます。

○三鴨委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 これは一般職の職員の場合も初任給の段階でこういう差がつくということは、今の説明の内容があると同じことだというふうに理解していいですか。

○三鴨委員長 辻総務部長。

○辻総務部長 そのとおりでございます。

○三鴨委員長 遠藤委員。

○遠藤委員 次にお伺いしたいんですけども、例えば臨時職員の一般事務補助は勤務時間が1日7.75時間、時間単価に直すと、今説明があったように912円、非常勤職員の一般事務補助は週30時間、時間単価にすると1,019円、こうなっておりますが、これは何でこういうことになるのですか。

○三鴨委員長 辻総務部長。

**○辻総務部長** 非常勤職員の時給の積算根拠ということについてでございますけれども、これにつきましても、基本的には先ほども申し上げたようなところと似てきますが、要は正規職員の初任給というのを基準といたしまして、勤務時間数で割り戻して算出しているところでございます。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** この差がついてるのは、なぜつくんですか。例えば一般事務職でありながら、臨時職員については912円、非常勤なら1,019円、時間単価に差がついとる、これは何でなんですかということ聞いている。

**○三鴨委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** もともとの積算となるものは、基本的にはそう違いがないところでありますけれども、今の非常勤職員報酬につきましても、12万3,300円でありますとか、13万2,800円という、月額報酬というのが基本になっておりまして、それを日給とか時給に直したときには、多少数字に差が生じるといったことはあるのではないかというふうには思っております。なお、今そういった単価につきましても、32年度から会計年度任用職員制度というのが入ってくるということを見据えまして、遠藤委員の御指摘の中にもそのことがあろうかと思っておりますけれども、月額の報酬等につきましても、現在、点検作業に入っているところでもございます。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと先に行かれちゃって、後から追っかけないけんような話になっちゃうけども。もう一つ聞きますけど、保育士、担任なしの場合は日額が、先ほど言われましたように時間単価にすると969円、非常勤保育士は週30時間、時間単価にすると1,098円、こうなるとるんですね。これも同じような考えですか。

**○三鴨委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 保育士の単価についてでございます。臨時職員の保育士の場合でございますけれども、この積算は保育士資格の取得が可能となります短大卒の給料月額を基準として時間単価を定めております。一方、非常勤職員の保育士につきましても、これも短大卒の給料月額を基準といたしますものの、本市の場合、一定の経験等というのを考慮いたしました給料月額というのを13万2,800円というラインのところ定めて、それを割り算していきますと、時間単価に直すと1,098円ということとなっております。現実として少し差が出ているということとなっております。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと聞きますけどね、一般事務の業務別の職種というのは7分類、私の手元に書類があるんですけど、いただいた分がですね。非常勤職員の職種別の報酬分類というのはどのぐらいに分けられてるんですか。

**○三鴨委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 私も遠藤委員にお渡しした資料を手を持っておりますけれども、今、何分類かというのをちょっと計算してきて、数えてきてはおりませんが、臨時職員よりも細かい区分といいますか、があるように見ております。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 私は、やっぱり今申し上げた一般事務、保育所の関係の例を挙げましたけど、まだたくさんありますけど、比較するものがね、同一労働同一賃金、働き方改革法案のとき、随分国会でも議論になりましたよね、安倍さん、やらないかんって言って。そういう

社会的な状況が今醸成されてくる中で、今、私が調べたけど、63種類に非常勤職員の場合分類されてあるんですよ。これ随分賃金が違うんです。似たような職種なんです。こういう実態をやっぱり事務の効率化を含めて、改められるということが僕は大事じゃないかなと、こう思うんですよね。それを32年にやるのがいいのか、いっても人に対するの待遇の処理ですから、できるだけ早く、人権ということの立場を含めて、こういうものについての、底の直し方、土台の直し方というのが、私は必要だというふうに判断いたしますけど、どうなんですか。

**○三鴨委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私のほうからお答えいたします。今、総務部長のほうもお答えしたとおりであります。点検して、整理できるものは整理を進めたいと思います。32年度、会計年度任用職員が入るといこともありまして、現在全体の点検作業を進めてるところであります。もちろん32年度ありきということではなくて、できる部分は31年の当初予算から整理を進めてまいりたいと思います。ただ、一言だけちょっと申し述べたいと思います。先ほどの細かい単価で微妙な差があるということをおっしゃいましたし、それが事実、実態であります。誤解があってはなりませんので、基本的な積算の考え方というのは60何分類あるわけではないんです。実際、予算適用するためにお渡ししたように、それぞれ職種ごとに単価の計算式は出して、額は決めておりますけど、計算の考え方というのは比較的整理をしているところでもあります。ただ、結果として時間単価に割り戻すと、例えば10数円とか20数円とかという差が出てる部分があると、これは事実であります。それはなぜかと言うと、これもわかりただけだと思いますが、フルタイムで月額で設定してるものを時間単価に戻したときと、それから、もともと単価の考え方、出発点は同じなんですけど、いろんな勤務時間とか勤務日数を割り算して、時間で単価を設定する場合、どうしても計算過程で、何ていんでしょうか、端数処理の関係があって、端数を抱き込んでしまうようなところがあります。そういうようなことで、少し端数的な部分に違いが出てくるようなケースがあるということだけは御理解いただきたいと思っておりますし、それから、特にフルタイムの職員とパートタイムの職員の人材確保を考えたときに、フルタイムの職員の方はよろしいんですけども、非常勤の方というのは、単純に、例えば勤務時間が半分だから半分の単価で人材確保できるかということ、必ずしもそうでない場合があります。先ほど総務部長が申し上げましたけども、これも点検したいとは思いますが、フルタイムの職員の方は、例えば保育士さんでいきますと、短大卒で資格が取れますので、短大卒の初任給というのを基本で計算しておりますけれども、パートタイムの方は、それで例えば30時間勤務というふうになると、最終的な手取りが当然4分の3に落ちるわけでありまして、額が非常に少なくなるということから、そこの辺を考慮して、短大卒1.5年、1年半経過後の単価を使って計算してる、これが従来のルールのようにあります。ただ、それが適正かどうかというのは当然点検してみる必要があると思っておりますので、点検してみたいと思います。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 僕はね、やっぱり同一労働同一賃金とはどういうことかなということ、重ねてよく見直しに当たって、検討してもらいたいと思うんですよね。仕事の質に対して幾らの単価を払うか、対価を払うか、こういうことじゃないかと思うんですよね、ある意味では。だから、同じ職、仕事をしておりながら、何でそこに差をつけるんですか、時間帯が違いますから差がつきますと、これはちょっと理屈が通らんじゃないかと私は思うんで

すね。だから、そういう意味で問題を指摘させていただいておきます。

もう一つ、私は大事なことはね、臨時職員さん、非常勤職員さんを配置するという背景は何かということだと思うんですね。問題は、職場の中でどういうコミュニケーションがとられているのか。あるとき、ある問題がありましたよね。正規の職員の皆さん方が、臨時職員の皆さん方に対して、何ていうか、見下すような言動が見られたという問題が職場で、あるところでありましたよね。私は正規の職員の皆さん方は、臨時の職員の皆さん方に対して、お世話になりますねと、これお願いしますよという、そういう姿勢がなくちゃいかんと思うんですよ。本来、正規の職員がする仕事なんです。だけど、財政的なことがあって正規の職員が全部雇えないから、臨時職員を使って安くやろうとしてるわけです、コストを安くして。だから、そういう関係から見ると、あんた方は臨時で雇ってやってるんでしょというような姿勢じゃなくて、お手伝いをしてもらってますよねと、こんなスタンスのコミュニケーション、職場の中につくっていくことが、私は大事だと思うんですが、副市長、どうなんですか。

**○三鴨委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 結論から申し上げますと、全く同感であります。正規、非正規というのは雇用形態の違いでありまして、職場で、市の職員として、公務員として役割を担う職責、あるいは責任といったものは同じだということでもあります。もちろん正規職員同士もそうではありますが、お互いの仕事の立場、責任、そして使命をしっかり尊重し合う、そして能力が発揮できる職場をつくると、これはもう基本だと思っております。過去にどういうことがあったかというのは、私、正直言ってつぶさには承知していませんが、特にこの会計年度任用職員制度が平成32年から始まります。従来法的に支給ができなかった、いわゆる期末手当、ボーナスですね、これは従来法的に支給ができなかったわけですが、これが支給されるようになる。あるいは一定の要件を満たす職員については、退職手当、これも支給できるようになるということになっております。先ほど財政の理由から、コストがというような話もありましたが、必ずしもコストの面でも差がつかない職員として非正規職員が位置づけられてくると、これが今の会計年度任用職員の流れであります。こういった大きな時代の流れをしっかり受けとめて、議員の御指摘のように正規、非正規の壁をつくらない職場をつくってまいりたいと、このように考えております。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 入管法の問題で、国会審議の大きな問題になりましたけども、物として考えるのか、労働力を、人として考えるのかということの論点が出ておりました。僕は臨時職員の皆さんに対しても、やっぱり人として対応するということの姿勢を、庁内を含めて整えてもらいたいなど、このことを申し上げておきます。

それから、勤務時間が、非常勤職員の皆さん、週30時間という同一でありながら、賃金が、時間単価が28分類に、実は私の調べでは出てきたんですよ。こういうものは一体どういうところに根拠があるだろうか。職種別の、28分類の中身見てみると、どこにこれだけの違いが出てくるんだろうかなということがわかりにくいんですけど、その根拠というのはやっぱりきちんとされてるんですか。

**○三鴨委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 今の非常勤職員の勤務時間数ということについてでございますけれども、週30時間という職員が多いというふうには思っておりますが、それ以外の時間というものもございます。勤務時間が例えば半日ぐらいで済むでありますとか、その他、さまざま

な要因によりまして、違う時間で設定しているものもあるところがございます。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** ちょっと説明が足らなかったかな。30時間の同一の時間帯でありながら、時間単価が28分類になってる。その職種なんかの中身を見ると、どんなにこんな分けた形で時間単価が出てくるかなというのが非常に疑問なんですね。この辺について根拠がはっきり私はわからないんで、今お聞きしたわけですが。これらについてもよく見直しをされていっていただきたいと思うんですが、見直しされた上で下げるようなことはないようにしてくださいよね。

それで、もう一つ申し上げておきますけどね、学校司書は週28時間勤務で時間単価が833円なんです。それから、学校主事は週30時間で時間単価が1,019円、この違っていうのは、なぜこんなに違うんですか。800円台という非常勤職員の皆さんというのは、この学校司書と、それから、にこにこサポート支援事業教育補助ですね。それから、学校給食配達員が912円、こういうふうになっておりますけど、1,000円を切ってるのはこの3種類なんですよ。これ何でこういうふうになるんですか。

**○三鴨委員長** 松下教育委員会事務局長。

**○松下教育委員会事務局長** 教育委員会での雇用でございますので、教育委員会のほうから答えさせていただきたいと思うんですけども、まず学校司書につきましては、報酬月額10万900円でございます。これは配置当初、平成9年度ですけれども、司書教諭の補助的な業務に従事することを目的で、月額7万9,600円で雇用を開始したところです。その後、学校図書館の役割の拡大、こういったものに伴いまして、平成16年に報酬の改定をして10万900円にしたところがございます。それと、にこにこサポート事業による学校支援員でございますけれども、この事業を平成19年度から行っております。この事業開始時は時給が1,100円ということでスタートしたんですけれども、平成28年度に学校支援員を小学校全校に配置するというところで、10名だったのを合計23名にするとした際に、そのときの県内3市学校支援員の時間単価を参考にして、現在の880円ということにしたところがございます。もう一つ、学校給食配膳員でございますけれども、この配膳員の報酬の時間単価につきましては、現在912円でございます。この単価につきましては、先ほど総務部長も答弁させていただいております、臨時職員の賃金日額7,070円を勤務時間の7.75時間で割って算出した時間単価と同額としているところがございます。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 大事なことはね、やっぱり同一労働同一賃金ということ考えたときに、こんなに分類しなきゃならないのかということなんですよ。しかも1,000円を切ってる、時間単価にして、ということが妥当な賃金の内容になるのかどうなのか、こういうことを申し上げてるんですよ。これなんかについても、現場で働いてる皆さん方、違和感を感じていらっしゃるんです。学校司書は資格を必要とするという形で採用試験を受けた、片一方は資格がないのに私たちより賃金が高い、こういう意見も出ているんですよ。こういうところを副市長、教育委員会の所管じゃなくて、米子市として非常勤職員の全体の見直しを図っていかれるという中に入れてもらいたい、このことを申し上げておきたいと思えますね。

それから、もう一つは、変わった質問になりますけども、初任給の賃金を、私は思い切って、一般職の場合上げたらどうかと思うんですよ。鳥取銀行さん、山陰合銀さん、結

構初任給が高いですよ、たしか22万か何ぼかなってるでしょう。やっぱり人材確保という観点から考えてみて、そろそろ公務員の人材確保の観点からも、そういうことに手をつけていく。特に土木技術者が確保できないというようなことも考えれば、そういう魅力を持った、ある程度姿を土台としてつくっていかないと、本当の意味での人材確保ができていかないんじゃないかな。民間がそういうレベルなのに、公務員は16万や18万やというようなことでいいのかということをお感じするんですが、いかがでしょうか。

**○三鴨委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 正規職員の初任給に対するお尋ねであります。基本的な問題意識は議員と同感であります。近時、非常に民間の雇用情勢がいいこともありまして、私自身も採用試験の面接等をやっておりますが、公務員の採用試験は苦戦をしているというのが、これは率直な実感であります。多くの公務に志を持つ受験者には受験をしていただいております、何とか確保しておりますが、今、議員からお話がありましたとおり、あるいはこの議場でも先般御質問もありましたが、技術専門職系の職員の応募が極めて少なくなってきたというようなこと、それが今、議員からも御指摘がありましたとおり、民間との処遇の差、総体的に銭金の問題だけではないと思っておりますけど、魅力がないということになっている、これは実は今に始まったことではありませんで、公務員というのは大体民間の景気と反対側に大体受験倍率が動くというふうになって、これは歴史的にそうあります。

結論から申し上げますと、実は今、先般の議会でもお答えしましたが、正規職員についても、これは会計年度任用職員の問題に限らず、正規職員についても、人事給与制度の抜本的な見直しを図っております、職員組合とも話を始めている段階であります。その論点の一つが、若年層の給与水準をどうするかということでもあります。長くなりますので、要点だけ申し上げますと、公務員の世界、これは米子市に限りませんが、総じて若年層が低くて、中堅、ベテラン層が高いと、これは民間と比較した場合、そういう傾向があります。そして、これをフラット化するといいますか、若年層を上げて高齢者層を抑制するという給与改正が何度にもわたって、国のほうでも行われて、それを米子市も国公準拠という形で取り入れておりますが、それでもなお、まだ追いついてないというのが実情であります。そうはいっても、国公準拠という基本的な考え方、国家公務員に準ずるという基本的な考え方は維持しなければならないかなというふうには思っておりますけども、米子市として、国公準拠という観点からしても、ちょっと見劣りがしてる部分があります。逆に、国家公務員準拠といいながら、国家公務員を超えてる部分も実はあったり、あるいは年功序列的に、画一的に職員を昇給させてるといったような、少し疑問があるような取り扱いもあります。この点を抜本的に改正したいと、このように考えております。以上であります。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 昔はね、退職金も結構な額があったし、年金も結構な額があって、公務員の魅力ってあったと思いますよ。その辺が最近では少し影が薄くなってきて、民間のほうに魅力が出てきたというような社会的な背景も私はあるんじゃないかなと心配をしております。

次に、再任用職員の登用、これについてはどのように判断をしていらっしゃいますか。今回の機構改革で、課長職のところは2人ほどですか、3人ですか、再任用職員を登用していらっしゃいますけど、これについての御見解をお聞きしたいと思います。

**○三鴨委員長** 辻総務部長。

**○辻総務部長** 再任用職員についてでございますけれども、現在、定型的な業務を行う職務の方から、管理職の職務を行う方というところまで、いろいろな職責に応じて再任用の職員を雇用しているところでございます。例えば遠藤委員のほうから事前に伺ってございましたけれども、ことしの4月から図書館長ということで、従来課長級の職員が務めておりましたが、そこに再任用職員を配置しているところでもございます。ですので、定型的な業務というのをやっている職員もおりますし、管理職に相当する職務に当たっている職員もいるという中で、再任用職員に働いてもらっている、今、環境にございます。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** 図書館長を常勤職員から再任用職員に切りかえたっていうのは、ちょっと僕は議会での説明が必要じゃなかったと思いますよ、経過から見てね。

もう一つ大事なことは、私はこの給与表を見て、再任用職員の課長補佐級になると28万9,000円、5年間の年金を受ける前に時間がある、大変あちこちで職を探して生活を支えないけんという苦しんでおられる職員の皆さんの声も聞いておりますが、私は公僕精神、あるいは理性の高い方は、再び再任用職員になっていただいて、課長職ぐらいを全部抜けていきと、こういう道を開くのも、僕は一つの道だと思うんですけども、御見解を聞いておきたいと思います。

**○三鴨委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 再任用職員の活用についてであります。基本的な考え方は同感でありまして、少し先ほどの総務部長答弁も補足させていただきたいと思いますが、御案内のとおり、現在65歳まで年金が出ないというような状況が、これは年次進行で進んでおまして、実際60歳で定年退職しても年金が出ないという状況であります。そして民間も、そして公務もそうありますが、年金支給までの雇用の接続というのを雇用者には義務づけられているということでもあります。無年金で放り出すというようなことは絶対あってはならないということでもあります。したがって、米子市もそうありますが、公務の世界でも再任用等を活用して、希望者についてはしっかり雇用していくということでもあります。ただ、委員の御指摘の趣旨もそこにあるんだろうと思いますが、ただ雇用すればいいということではなくて、ベテランの職員でありますので、能力をしっかりと生かしていくということが、これは絶対に必要であります。従来はなかなかそのところが正直言って十分手がついてない。これ米子市だけではありません、公務全体でそうなんですけども、ということでありましたけども、そこは少し考え方を改めて、先ほど図書館長の例を挙げましたが、そのほかにも、例えば防災安全課の大塚調整官とか、あるいは市民生活の長井調整官とか、これはそれぞれの分野で大変活躍した職員でありますし、その分野に対する欠くことのできない知見を持ってると、こういった職員をしっかりとした処遇で活用していくということをこれから考えたいと。

図書館長、誤解がないように申し上げておきますが、これは再任用職員であります、常勤の正規の職員でありますので、雇用形態が再任用というだけで、常勤の正規職員を配置してるという形態には何の変わりもございませんので、したがって、改めて説明ということはしなかったわけですが、そういうことで御理解いただきたいと思います。

ただ、それと、もう一つです。一方で、後を追いかけている、後に続いている職員というのたくさんおりますので、それを管理職なんかでどんどん登用しますと、その後続く職員のポスト登用の道を塞いでしまうという、これ悩ましい問題が出てまいります。そうすると、じゃあ、ポストをふやせばいいじゃないかという話になるんですけど、そうす

ると人件費が膨らむと、こういう非常に悩ましい問題がありまして、現在、定年延長に向けて、国でも検討が進んでおりますが、仮に定年延長、65歳が導入された場合でも、60歳の役職定年というのは入れざるを得ないだろうということが、これはもう議論されております。なぜかという、人事の停滞を招かないということがあるからであります。この両方をどうバランスをとっていくのか。ここをよくよく考えながら、そうはいつでも中高年の職員の力をしっかり組織に生かすということ、こういった取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。以上であります。

**○三鴨委員長** 遠藤委員。

**○遠藤委員** いっても、市民から見ればね、投資したいわゆる優秀な人材という資産ですから、そういう意味で、単に退職してもらって、はい、さようならではもったいないなということを申し上げて、質問を終わります。

**○三鴨委員長** 以上で総括質問は終わりました。

なお、分科会審査の担当部分につきましては、お手元に配付しております予算決算委員会分科会審査日程表及び審査担当表のとおりといたします。

次回の本委員会は、12月19日午前10時から開催いたします。

以上で本日の予算決算委員会を終了いたします。

**午前11時23分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員長 三 鴨 秀 文